

2024年1月19日

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

被害回復検討委員長 長田 淳 様



東京都新宿区新宿 6-27-56 新宿第スクエア 6 階

ライフティ 株式会社

TEL 03-6709-6452

## 送付のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

早速ではございますが下記の書類をお送り致します。ご査収の上宜しくご手配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

回答書

1 通

以上

## 回 答 書

2024年1月19日

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

被害回復検討委員長 長田 淳 様

〒160-0022

東京都新宿区新宿六丁目27番56号

ライフティ株式会社

TEL 03-6709-6452

FAX 03-5291-4521

前略、今般、株式会社ビューティースリー（以下「ビューティースリー」といいます。）の破綻に関連して、貴会から昨年12月13日付け「お問合せ」書面にてご質問をいただきましたので、本書面によってご質問ごとに以下のとおりご回答いたします。

- (1) 当社が与信をしてきたビューティースリーの商品は、1年間に有償で4回の脱毛の施術をするコース（以下「主たる商品」といいます。）である。なお、主たる商品には、ビューティースリーと顧客との間において、5回目以降の無償のサービスが付帯されている。  
また、上記の他に与信の対象としている商品もあるが、当社の与信に係るビューティースリーの商品のほぼ全てが主たる商品である。
- (2) 当社が最後にビューティースリーの商品に係る与信を行ったのは2023年8月である。なお、取引開始の年月については、本書面の内容を公表する可能性があるとのことであるため、回答を差し控える。
- (3) 契約者数については、本書面の内容を公表する可能性があるとのことであるため、回答を差し控える。なお、当社が与信をしてきたビューティースリーの商品は、1年間に有償で4回の脱毛の施術をするコースである。
- (4) ビューティースリーと顧客の契約内容次第ではあるものの、5回目以降の施術内容は4回目までの施術内容と基本的には共通していると認識している（ただし、施術後の状態によって施術内容が変わることは当然にあり得る。）。

また、当社としては、ビューティースリーが顧客に対して「脱毛品質保証書」を交付していたことを認識していなかった。

なお、当社がビューティースリーと加盟店契約を締結してから同社が倒産するまでの間、ビューティースリーの顧客から役務提供期間や品質保証に関する苦情等を受け付けたことはなかった。

- (5) ビューティースリーの履行体制等については、加盟店契約時に当社所定のルールに則って、決算書や事業計画書等を取得して調査している。
- (6) 当社が与信をしてきたビューティースリーの商品は、1年間に有償で4回の脱毛の施術をするコースであって、当社としては、ビューティースリーが顧客に対して「脱毛品質保証書」を交付していたことを認識していなかった。
- (7) ビューティースリーが表示した意図については、当社として回答する立場にないため差し控えるが、特定商取引法49条との関係では、役務提供が有償回数分と無償回数分からなる契約については、有償回数分が中途解約の対象となると把握している。
- (8) (1)のとおり、当社としては、「契約者が、契約締結時の対価の支払いによって生涯にわたり全身脱毛状態が維持される期間無制限の全身脱毛施術が保証されるという認識であること」を把握していなかった。

むしろ、審査時の電話調査においては、申込者より、クレジット契約書に記載されている内容以外にビューティースリーとの間で個別の約束はない旨の回答を得ていた。

草々